

令和4年度 一般会計・介護保険会計及び国民健康保険会計補正予算の概要 (保険料減免実施に伴う事務費等の増額補正)

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者等に対する介護保険及び国民健康保険の保険料減免（以下「新型コロナ減免」という。）の令和4年度の財政支援の延長等について通知があった。

札幌市では、本通知に基づき減免の実施を予定しており、これに係る事務費の不足が見込まれることから補正予算を計上するもの。

1 新型コロナ減免の概要

(1) 対象基準

減免の対象基準は、下記のとおり。

【介護】

ア 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合 全部減免

イ 主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べ3割以上減少した場合等 8/10または全部減免

【国保】

ア 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 全部減免

イ 主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べて3割以上減少した場合等 2/10～全部減免

(2) 対象期間

令和4年度分保険料(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(3) 財政支援の基準

令和2年度及び令和3年度に新型コロナ減免を行った減免額については、全額国からの財政支援を受けられていたが、令和4年度については、減免の規模に応じて3段階(4/10、6/10、10/10)の上限が定められている。

2 補正内容

(1) 事務費の補正

区役所への問い合わせの集中を緩和するためコールセンターを設置するほか、申請書の郵送や補正に対応するための事務費を計上する。

(2) 補正予算の内訳

(単位：千円)

介護保険会計（歳出）	令和4年度 当初予算額 (A)	令和4年度 決算見込額 (B)	今回の補正額
款01 介護保険費 項01 総務管理費 目01 事務費 大01 介護保険事務費	4,064,266	4,077,266	13,000
国民健康保険会計（歳出）	令和4年度 当初予算額 (A)	令和4年度 決算見込額 (B)	今回の補正額 (B-A)
款01 国民健康保険費 項01 総務管理費 目01 事務費 大01 国民健康保険事務費	4,133,915	4,148,915	15,000

※ 一般会計から介護保険会計及び国民健康保険会計への繰出金についても、上記事務費と同額を増額補正する。